国債（1年超）	170,167	△ 7,755	△ 38,103	124,309	△ 124,309	—	—	—
借入金	0	307	—	307	△ 307	—	—	—
国庫短期証券等	4,980	△ 36,289	△ 36,095	△ 67,404	67,404	—	—	—
一時借入金	5,000	△ 8,587	—	△ 3,587	3,587	—	—	—
国庫余裕金繰替	—	—	—	—	△ 5,000	△ 5,000	—	△ 5,000
合計	151,739	—	△ 150,323	1,416	—	1,416	10,500	11,916
調整項目	3,205							
総計	154,944							

㈱1．「一般会計」には、交付税及び譲与税配付金特別会計が含まれている。
　2．(B)欄以下の内訳の数字は暫定的なものであって、後に若干変更することがある。

参考

政府短期証券増減及び現在高表

△印は減少（単位　億円）

区分	6月末	7月中増減	7月末	8月中増減	8月末	9月中増減	9月末	期中増減
財務省証券	36,000	△ 23,000	13,000	△ 13,000	—	—	—	△ 36,000
食糧証券	3,620	△ 470	3,150	—	3,150	△ 620	2,530	△ 1,090
石油証券	9,868	—	9,868	—	9,868	—	9,868	—
外国為替資金証券	1,102,601	△ 249	1,102,352	△ 25,372	1,076,980	42,458	1,119,438	16,837
財政融資資金証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,152,089	△ 23,719	1,128,370	△ 38,372	1,089,998	41,838	1,131,836	△ 20,253

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７８号

北海道北見市広郷275番地１
債務者　橋正　州布
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第８２３７号

大阪市西成区千本中２丁目４番20号
債務者　角谷　節子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５９号

大阪府摂津市千里丘東５丁目19番45号
債務者　佐藤　恒久
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６０号

大阪府摂津市千里丘東５丁目19番45号
債務者　佐藤　廣子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９８号

神戸市東灘区魚崎南町３丁目21番６号
債務者　魚谷　隆司
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１５号

大阪府東大阪市荒川３丁目19番25号
債務者　熊田　一富
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２８号

広島県東広島市八本松町米満1031番地４
債務者　中岡　義久
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７号

愛媛県松山市中村２丁目４番18号
債務者　砂川満知子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号

秋田市将軍野堰越８番12―202号
債務者　関　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部